

第4章 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

【検査体制】

1. 基本的事項

[①現状及び課題]

- 新型コロナの発生初期段階において、行政機関における検査体制の能力拡充に時間を要したことや、行政機関と医療機関や民間検査機関等との役割分担が明確でなかったこと、検査に必要な機器や試薬、個人防護具等が不足していたこと、検体搬送が煩雑であったこと等、様々な要因から、検査ニーズの高まりに対して、十分に対応できませんでした。
- さらに、県衛生環境研究センターが新型コロナ検査の対応に追われ、本来実施すべき各種検査等を中止せざるを得ない時期がありました。
- 新型コロナの対応を踏まえ、国レベルで検査手法等が確立された際、県内においても迅速に検査手法を導入できるよう、県及び保健所設置市である本市と大学の研究機関が連携することが必要です。

[②基本的な考え方]

- 県衛生環境研究センター及び本市保健所等の検査機関は、病原体等の検査体制等について、地域保健法及び感染症法施行規則に基づき整備し、管理します。
- 県は、感染症指定医療機関のみならず、一般医療機関及び民間検査機関等に対して検査等に関する情報提供を行います。
- まん延が想定される新興感染症が発生した際に、流行初期の段階から円滑に検査が実施できるよう、連携協議会等を活用し、関係者及び関係団体と協議の上、平時から計画的な準備を行うことが重要です。

2. 今後の施策

(1) 行政における病原体等検査の実施体制

- 県は、広域もしくは大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、県衛生環境研究センターや県保健所、本市保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にし、それぞれ機関が相互に連携を図ります。
- 県衛生環境研究センターは、感染症の発生・まん延時における対応等を記載した「健康危機対処計画」を策定し、新興感染症の発生初期において検査等を担うため、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品、その他検査体制の確保等を通じ、

自らの試験検査機能の向上を図るとともに、その他検査機関の資質向上に資する各種情報の提供に努めます。

- 本市保健所は、発生初期以降の検査を担うことを想定し、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品、その他検査体制の確保等を通じ、試験検査機能の向上を図ります。また、県衛生環境研究センターから技術指導を受けるとともに、各種情報の共有に努めます。

(2) 関係機関及び関係団体との連携

- 県は、新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、大学等の研究機関、感染症指定医療機関、一般医療機関、民間検査機関との検査措置協定等に基づき、平時から計画的に準備を行います。
- 新興感染症の発生初期の対応や病原体等の情報収集については、国及び県が医療関係団体、大学等の研究機関、民間検査機関等と連携を図りながら進めます。
- 特別な技術が必要とされる検査については、県衛生環境研究センターが、国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、他都道府県又は政令指定都市（主に九州ブロック）の地方衛生研究所、大学等の研究機関、本市保健所等と相互に連携を図り、その実施に向けて取り組みます。

[参考]

- | |
|--|
| ○厚生労働大臣が定める「感染症基本指針」における該当項目
第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 |
| ○関係する目標項目 … 参照：第12章「数値目標」
(3)検査項目 |